

※申請を希望する者は、応募書類を準備の上、5月7日(金)までに農学部・農学研究科に提出すること。

日本国際教育支援協会JEES奨学金事業

## 令和3年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和3年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)」の奨学生を下記により募集する。

記

### 1 目的

本奨学金は、我が国が受け入れている留学生のうち、少数受入国出身者で、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

### 2 応募資格

※募集要項「別紙」に明記された国・地域の出身者

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 私費外国人留学生のうち正規生として或いは大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき日本の大学(大学院を含む。以下「大学」という。)に、
  - (ア)令和3年4月に在籍する者。
  - (イ)令和3年度秋学期に入学予定の者。
- (2) 採用された場合の受給期間が1学年相当以上ある者。
- (3) 学業成績優秀者であると在籍校の長が認める者
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円以下(月額50,000円相当)である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]
- (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。
- (6) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (7) 支給開始時に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

### 3 採用人数

15名程度

### 4 支給内容

月額奨学金 50,000円

### 5 支給期間

以下の時期から最長2年間。

(ア)令和3年4月 :令和3年4月時点において大学に在籍する者

(イ)令和3年9月又は10月:令和3年度秋学期に入学予定の者

ただし、特段の理由により渡日が遅れた場合は、渡日月からとする。

なお、支給期間内に在籍課程を修了し同一大学の上位課程に進学した者は、所定の手続きにより支給期間の終了まで継続受給できる。

### 6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数の制限はないものとする。

※下記(1)、(3)及び成績証明書(直近のもの)、在学証明書、在留カードの写し(両面)

## 7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	メール	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式 2)	郵送	紙	文書番号の記載があれば、公印省略可
(3)	推薦理由書(様式 3)	メール	Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること
(4)	推薦者一覧(様式 4)	メール	Excel	複数名の場合は、推薦順位を付けること

※ メールでの提出先は、ix-app@jees.or.jp とする。(PDF 不可)

## 8 応募・推薦書類の提出期限

メール、郵送ともに令和 3 年 6 月 4 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6 により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和 3 年 8 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

## 10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、在籍中は所定の様式により大学を通じて、卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等に可能な限り参加すること。

## 12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
  - ② 奨学生の義務を怠った場合。
  - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## 13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 所属大学の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士後期課

程3年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

#### 14 個人情報の取り扱い

##### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

##### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に使用するため。

#### 15 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階

TEL: 03-5454-5274

FAX: 03-5454-5242

MAIL: ix-app@jees.or.jp (応募書類提出用)

MAIL: ix@jees.or.jp (問い合わせ用)

以上

令和3年度 JEES留学生奨学金(少数受入国)  
対象国・地域 一覧

※日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」データより、過去3年の私費留学生数の平均が20名以下の国・地域を対象とする。

【アジア】	【欧州】	【中南米】
東ティモール	アイスランド	アンティグア・バーブーダ
モルディブ	アゼルバイジャン	ウルグアイ
【アフリカ】	アルバニア	エクアドル
アルジェリア	アルメニア	エルサルバドル
アンゴラ	アンドラ公国	ガイアナ
エスワティニ王国	エストニア	キューバ
エリトリア	北マケドニア	グアテマラ
カーボベルデ	キプロス	グレナダ
ガボン	ギリシャ	コスタリカ
ガンビア	クロアチア	ジャマイカ
ギニア	コソボ共和国	スリナム
ギニアビサウ	サンマリノ	セントクリストファー・ネイビス
コートジボワール	ジョージア	セントビンセント及びグレナディーン諸島
コモロ	スロベニア	セントルシア
コンゴ共和国	セルビア	ドミニカ共和国
サントメ・プリンシペ	トルクメニスタン	ドミニカ国
シエラレオネ	バチカン	トリニダード・トバゴ
ジブチ	ベラルーシ	ニカラグア
セーシェル	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ハイチ
赤道ギニア	マルタ	パナマ
ソマリア	モナコ	バハマ
チャド	モルドバ	パラグアイ
中央アフリカ	モンテネグロ	バルバドス
トーゴ	ラトビア	ベネズエラ
ナミビア	リヒテンシュタイン	ベリーズ
ニジェール	ルクセンブルク	ボリビア
ブルキナファソ	【大洋州】	ホンジュラス
ブルンジ	キリバス	【中東】
ベナン	クック諸島	イエメン
ボツワナ	サモア独立国	イラク
マリ	ソロモン諸島	オマーン
南スーダン	ツバル	カタール
モーリシャス	ナウル	クウェート
モーリタニア	ニウエ	バーレーン
リビア	ニューカレドニア	パレスチナ
リベリア	バヌアツ	ヨルダン
レソト	パプアニューギニア	レバノン
	パラオ	
	マーシャル	
	ミクロネシア	

以上 111ヶ国